

5－⑦ 「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録された所有者の個人情報について、迷い犬猫の返還以外に、狂犬病予防注射の案内や苦情対応等の自治体の事務に利用してもよいですか。(改定)

(答)

- マイクロチップの装着及び登録の制度において、登録された個人情報は、個人情報保護法第 69 条第 1 項等に基づき、動物愛護管理法その他の法令で定められた事務の執行に必要な範囲で利用、提供することが可能です。従って、各自治体において、当該事務を実施する根拠となる法令や条令に「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録された個人情報を照会する根拠となる規定があるかについて、御確認ください。必要があれば環境省に御相談を頂くことも可能です。
- 例えば、法第 39 条の 9 の犬又は猫の所有者に対する指導・助言、法第 23 条第 1 項及び第 4 項（第 24 条の 4 において準用する場合を含む。）の基準省令を遵守していない第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者に対する勧告・命令、狂犬病予防法に基づく登録等の事務は、動物愛護管理法その他の法令で定められた事務であることから、事務の実施に当たり当該事務の執行に必要な範囲で登録された個人情報を利用いただくことが可能です。
- 本件は、令和 6 年の地方分権改革に関する提案募集における提案自治体からの提案に基づき整理したものです。調整結果や経緯等については以下*を参照ください。

※ 令和 6 年地方分権改革に関する提案募集「令和 6 年内閣府と関係府省との間で調整を行う提案についての最終的な調整結果について」（管理番号 115 参照）

https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2024/teianbosyu_kekka.html

5－⑧ 登録された所有者の個人情報について、公共の場所において発見された動物の死体を自治体が収容した際に、所有者への連絡に利用してよいですか。(新設)

(答)

- 都道府県等が法第 36 条第 2 項に基づき公共の場所で発見された動物の死体を収容した場合において、所有者へ連絡することが、法第 35 条第 7 項に基づく環境省告示^{*1}第 5 に定める「適切な措置」だと自治体にて判断された際には、登録された個人情報をもとに所有者へ連絡をとることが可能です。
- 本件は、令和 6 年の地方分権改革に関する提案募集における提案自治体からの提案に基づき整理したものです。調整結果や経緯等については以下^{*2}を参照ください。

※1 環境省告示「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について」

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/laws/nt_r02_21_4.pdf

※2 令和6年地方分権改革に関する提案募集「令和6年内閣府と関係府省との間で調整を行う提案についての最終的な調整結果について」（管理番号115参照）

https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2024/teianbosyu_kekka.html

5－⑨ 登録された所有者の個人情報について、外飼いの猫の飼い主を特定し、指導するのに利用してよいですか。（新設）

（答）

- 猫の飼い主が特定されておらず、所有者不明の猫であることから、法第35条第3項に基づき当該猫を都道府県等が収容した場合、同条第4項に基づき登録された個人情報をもとにその所有者を発見（照会及び特定）し、返還に努めることとなります。その過程で所有者が判明した場合には、適正飼養の観点から猫の飼い主を指導することは可能です。
- 本件は、令和6年の地方分権改革に関する提案募集における提案自治体からの提案に基づき整理したものです。調整結果や経緯等については以下※を参照ください。

※ 令和6年地方分権改革に関する提案募集「令和6年内閣府と関係府省との間で調整を行う提案についての最終的な調整結果について」（管理番号115参照）

https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2024/teianbosyu_kekka.html